

天理市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

～教育職員が「余白」を生み出し、こどもまんなかの
授業に全力を尽くす「毎日が楽校」へ～

令和8年3月

天理市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

飽和状態にある教育現場において、まず教育職員が子どもたちに向き合うための「余白」を生み出すことが急務である。

中央教育審議会は、教師を取り巻く環境整備の最終的な目的を「全ての子供たちへのよりよい教育の実現」と位置付け、①学校における働き方改革の更なる加速化、②教師の処遇改善、③学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進することを提言した。

令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）が改正され、服務監督委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされた。

本市はこれまで、ほっとステーション、学校三部制、みんなの学校プロジェクトなど文部科学省や子ども家庭庁のモデル事業に採択されながら、全国に先駆けた取組を実践してきた。給特法改正の国会議論においても、本市の取組が先進モデルとして取り上げられた。本計画は、こうした実践の積み重ねを土台として、教育職員が「働きやすさ」と「働きがい」を両立させながら、子どもまんなかの視点に立った質の高い授業に全力を尽くせる環境を整備するために策定する。

(2) 本市の現状

児童生徒の「見立て」をしっかりと行い、チームで対応することによって、教育職員だけが課題を抱え込む状況を軽減してきた結果、令和6年度の退職者数・休職者数は過去5年間と比較して激減している。ほっとステーションの開設から1年余りで、「充実した授業を行うための新たな取組ができた」と回答した教育職員は76%に達しており、働き方改革の大きな成果が現れている。

時間外在校等時間についても、令和6年度の月平均30.8時間から令和7年度（2月末時点）は26.5時間へと着実に改善が進んでおり、令和5年度に定めた規則上の上限（1か月45時間）を大きく下回る結果となっている。

【令和6年度及び7年度（2月末時点）の時間外在校等時間の状況】

令和6年度及び7年度（2月末時点）の1ヵ月時間外在校等時間の平均時間を比較すると、6年度は30.8時間、7年度（2月末時点）は26.5時間であり、令和5年に定めた規則上の1ヵ月45時間を下回る結果となっている。

（参考）

	小学校	中学校
令和6年度	30.6時間	31.4時間
令和7年度（2月末時点）	26.8時間	26.0時間

2. 目標

生み出した「余白」をどこに向けるべきか。

教育職員が真にやるべきことは何か、それは「第一部」の授業をこどもまんなかの視点に立って再構築し、こどもたちが学ぶ楽しさを感じられる授業に全力を尽くすことにあり、そのために本計画では以下の目標を掲げる。

（1）時間外在校等時間に関する目標

1年間における1ヵ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とする。

国の指針で定める上限時間（1ヵ月時間外在校等時間：45時間、1年間時間外在校等時間：360時間）を確実に下回りつつ、安定的に30時間程度以下を目指す数値目標を設定する。

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下とする。
- ・教育職員が「この仕事をやっていてよかった」と心から思える職場環境の実現を目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度の4年間とする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

学校の役割は何か。この根源的な問いに向き合いながら、本市はこれまで「学校と教師の業務3分類（以下「業務の3分類」という。）」に基づく業務の見直しを、全国に先駆けて実践してきた。「選択と集中」の観点から、教育職員しかできないこと、すなわち子どもたちと向き合う授業と教育活動に、教育職員が全力を注げる環境づくりを最優先とする。

本計画期間中は、7年度時点での先進的な取組を継続しつつ、以下の重点事項に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

【ア 学校以外が担うべき業務】

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
 - ・学校通学ボランティアによる通学路の見守り活動を推進する。

- ②学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・令和4年度から公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、学校での徴収事務の効率化を図るため、システム等の導入を検討する。

- ③保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・令和6年度に開設した「子育て応援・相談センター ほっとステーション」は、市長・教育長も加えた、校園所長経験者（スーパーバ

イザー)、心理士・弁護士等が連携した保護者対応専用窓口である。開設から1年余りで相談件数は1,200件を超え、学校現場への出向も400件近くに達している。教育職員だけが課題を抱え込む構造を根本から変え、チームで「見立て」を行うことで、教育職員の時間的・精神的な余白を生み出し続ける。

今後も継続して保護者対応を担うことで時間外在校等時間の縮減に努める。

【イ 教師以外が積極的に参画すべき業務】

①調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

②部活動（「3分類」⑬関係）

・本市では「学校三部制」の枠組みのもと、部活動を「第二部」として位置づけ、令和8年度から休日に加え平日も含む全ての部活動の地域展開を実現する。部活動指導を希望する教育職員については意思を尊重しながら「副業」として関わることができる仕組みを整え、様々な経験を持つ地域人材（大人や大学生）との協働で子どもたちの活動を支える。

【ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

①授業準備に係る作業、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

・授業準備に係る作業や採点作業等を補助する教員業務支援員を配置する。

・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、教材研究の深化等を図り、授業準備に係る作業、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ①各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ②当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ③令和6年度から開始した、勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の設置を継続する。
- ④保護者との面談や家庭訪問について、教職員・教育委員会・ほっとステーションのスタッフがチームとなることにより、原則として、平日の午前8時半から午後5時の間とする(状況に応じて事前予約制にて対応する場合もある)。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ①1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ②50人未満の学校も含め、ストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ③年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、設定した目標の達成状況を定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムで把握する。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- (5) 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 全国の自治体に向けてモデルを示す志で進めてきたこれらの取組について、市長部局と連携しながら保護者・地域への丁寧な周知を行う。こどもたちにとって何がプラスになるのかを具体的に伝え、「業務の3分類」への理解と協力を得ながら、地域全体でこどもたちを育むみんなの学校づくりを進める。